



2025 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 帝 国 電 機 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 村 田 潔
(コード番号6333 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 総 務 本 部 長 阿 部 孝 司
(TEL: 0791-75-4160)

退任時解除型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 19 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役に対する退任時解除型の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 121 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、対象取締役が退任時まで株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、本制度を導入するものです。

2. 本制度の概要

(1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行または処分を受けるものです。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023 年 6 月 28 日開催の第 119 期定時株主総会において年額 204,500 千円以内（うち社外取締役分年額 10,000 千円以内とし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

また、上記とは別枠で、2018 年 6 月 28 日開催の第 114 期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式の付与時から 3 年間を譲渡制限期間とする譲渡制限付株式（以下、「在任中解除型譲渡制限付株式」という。）を導入し、その付与のための報酬額を、上記の報酬枠とは別枠で年額 50,000 千円以内、発行または処分される当社普通株式の総数を年 100,000 株以内とご承認いた

だいております。

今般、対象取締役に対し、対象取締役が退任時まで株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、在任中解除型譲渡制限付株式と同額の年額 50,000 千円以内の範囲で、退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式（以下、「退任時解除型譲渡制限付株式」という。）を付与するための報酬を支給することにつきご承認をお願いする予定であります。

なお、本議案をご承認いただいた場合、在任中解除型譲渡制限付株式は廃止し、今後の付与は行いません。また、すでに付与された在任中解除型譲渡制限付株式のうち、本株主総会終了時点において譲渡制限が解除されていないものについては、退任時解除型譲渡制限付株式と同様の譲渡制限期間等となるよう変更を行う予定です。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は、年 50,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

（２）譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上